平成２６年（フ）第３６６号
大阪府守口市馬場町１丁目７番22―111号、開始決定時大阪府寝屋川市黒原旭町９―１
破産者　野村　二郎
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６０号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目22番46号
破産者　窪田　宏美
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１７号
大阪府茨木市星見町13番18号　三和ハイツ103号、前住所大阪府茨木市舟木町15番20号
破産者　理容あらきこと　荒木　親二
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０６号
大阪府東大阪市大蓮北２―６―23、住民票上の住所大阪府東大阪市小阪本町１丁目７番23号　コーポラス小阪803号
破産者　宮内　純子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４３号
大阪府豊中市大黒町３丁目18番43号
破産者　戸田　　実
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６４９号
大阪府八尾市志紀町南３丁目32番地の１　八尾志紀スカイハイツ205号
破産者　小林　都子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７００号
堺市中区辻之779番地１
破産者　阪口　秀彦
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―404号
破産者　皿良ひとみ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
東京都台東区松が谷４―３―11　ＹＡＭＳＣＡＢＩＮ松が谷201号室、開始時の住所堺市北区百舌鳥陵南町３丁22番地４―105号
破産者　小暮　篤史
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
神戸市灘区鶴甲４丁目７番21―204号、住民票上の住所神戸市灘区鶴甲４丁目７番21―104号
破産者　奥井　清隆
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９９号
神戸市長田区庄田町４丁目１番７号、従前の住所神戸市長田区庄田町２丁目５番11―304号
破産者　西　ゆかり
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
神戸市垂水区名谷町字賀市3425番地の３　カサ・デ・エレガンシア201号
破産者　岡田　直人
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１８号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住２―62号
破産者　渡辺　信夫
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５９号
兵庫県姫路市丸尾町120番地12
破産者　山崎組こと山崎こと　山崎　秀明
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県西脇市上野426番地の３
破産者　前田　威彦
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第８号
兵庫県加東市下滝野２丁目66番地　レオパレス昴107号
破産者　中内　生長
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県西脇市大野542番地の41
破産者　待場　康洋
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２５０号
徳島市国府町和田字五反田37番地の６　山下方、旧住所徳島県吉野川市川島町桑村263番地14
破産者　後藤田英二
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０４号
福岡県久留米市東櫛原町487番地
破産者　宮城　晴夫
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部